工事成績評定の様式一覧表（建築・設備工事関係）

＊印：2018/1/1　一部改正様式

様　式　名	区	分	様式番号	
項目別評定点	○検　査　員		建1	
工事成績採点表				
500万円以上	○監督員・検査員	工事成績評定表	建2－1－①	
		工事成績採点表（完成・中間等）	建2－1－②	
		細目別評定点採点表	建2－1－③	
250万円以上500万円未満	○監督員・検査員	工事成績採点表（完成）	建2－2	
工事成績評定の考査項目別運用表				
500万円以上	○主任監督員			
	1 施工体制	Ⅰ施工体制一般	建3－1－①	
		Ⅱ配置技術者	建3－1－②	＊
	2 施工状況	Ⅰ施工管理	建3－1－③	＊
		Ⅱ工程管理	建3－1－④	＊
		Ⅲ安全対策	建3－1－⑤	＊
		Ⅳ対外関係	建3－1－⑥	＊
	3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	建3－1－⑦	＊
		Ⅱ品質（建築工事）	建3－1－⑧	＊
		Ⅱ品質（電気設備工事、受変電設備工事）	建3－1－⑨	＊
		Ⅱ品質（暖冷房衛生設備工事、機械設備工事）	建3－1－⑩	＊
	※「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）		建3－1－⑪	
	○総括監督員			
	2 施工状況	Ⅱ工程管理 、Ⅲ安全対策	建3－2	
	○検　査　員			
	2 施工状況	Ⅰ施工管理	建3－3－①	＊
	3 出来形及び出来ばえ			
	Ⅰ　出来形		建3－3－②	＊
	Ⅱ　品質	建築工事	建3－3－③	＊
		電気設備工事、受変電設備工事	建3－3－④	＊
		暖冷房衛生設備工事、機械設備工事	建3－3－⑤	＊
	Ⅲ 出来ばえ	建築工事	建3－3－⑥	＊
		電気設備工事、受変電設備工事	建3－3－⑦	＊
		暖冷房衛生設備工事、機械設備工事	建3－3－⑧	＊
	○主任監督員			
	4 創意工夫		建3－4	
	○総括監督員			
	5 社会性等		建3－5	
	6 工事特性		建3－6	
	7 法令遵守等		建3－7	＊
250万円以上500万円未満	○総括監督員			
	1 施工体制	Ⅰ施工体制一般 、Ⅱ配置技術者	建3－8－①	＊
	2 施工状況	Ⅱ工程管理、Ⅲ安全対策	建3－8－②	＊
		Ⅳ対外関係	建3－8－③	
	※工事特性、創意工夫、社会性等、法令遵守等　（「様式 建3－4、5、6、7」参照）			
	○検　査　員			
	2 施工状況	Ⅰ施工管理	建3－8－④	＊
	3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	建3－8－⑤	＊
		Ⅱ品質、Ⅲ出来ばえ	建3－8－⑥	＊

様式 建１

項 目 別 評 定 点

2018/1/1 以降
工事検査課

工　事　名		
受　注　者		
主任・監理技術者		
考　査　項　目		評定点 ／ 満点
項　目	細　目	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	点 ／ 3.3点
	Ⅱ 配置技術者	点 ／ 4.1点
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	点 ／ 13点
	Ⅱ 工程管理	点 ／ 8.1点
	Ⅲ 安全対策	点 ／ 8.8点
	Ⅳ 対外関係	点 ／ 3.7点
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	点 ／ 14.9点
	Ⅱ 品質	点 ／ 17.4点
	Ⅲ 出来ばえ	点 ／ 8.5点
4 工事特性		点 ／ 7.3点
5 創意工夫		点 ／ 5.7点
6 社会性等		点 ／ 5.2点
評定点小計		点
7 法令遵守等		
評　定　点	点 ／ 100点	

様式 建2－1－①

工 事 成 績 評 定 表

2018/1/1 以降
平成 年 月 日
工 事 検 査 課

完成検査		
工 事 名		
受 注 者		
契 約 金 額		最 終： 円
工 期	着 工： 平成 年 月 日	完 成： 平成 年 月 日
完 成 年 月 日	平成 年 月 日	
完成検査年月日	平成 年 月 日	
中間検査年月日	第1回： 平成 年 月 日	第2回： 第3回：
指定部分年月日	第1回： 平成 年 月 日	第2回：
	所 属 、職 氏 名	
主 任 監 督 員		印
総 括 監 督 員		印
検 査 員		印

① 主 任 監 督 員 評 定 点	点
② 総 括 監 督 員 評 定 点	点
③ 検 査 員 評 定 点 (中 間 検 査)	点
④ 検 査 員 評 定 点 (完 成 検 査)	点
⑤ 評 定 点 計	点
⑥ 法 令 遵 守 等 評 定 点	点
⑦ 評 定 点 合 計	点

注

1）評定点合計　中間検査がなかった場合：⑥＝（①×0.4＋②×0.2＋④×0.4）－⑤
　　中間検査があった場合：⑥＝（①×0.4＋②×0.2＋③×0.2＋④×0.2）－⑤

2）中間検査が２回以上あった場合、評定点は中間検査の平均点を記入する。

3）部分完成の場合は、総括監督員、主任監督員及び検査員が各々評定を行い、完成の際に、完成検査時の評定点と金額により加重平均を行い記入する。

4）主任監督員、総括監督員、検査員の評定点は小数第１位までとする。

5）評定点合計は、四捨五入により整数とする。

6）⑤法令遵守等は、完成検査時に総括監督員が記入する。（中間検査時を除く。）

様式 建2－1－②

工 事 成 績 採 点 表（完成・中間等）

2018/1/1 以降
平成　年　月　日作成
工　事　検　査　課

工事名								契約金額（最終）																															
受注者								工期									～										完成年月日											
考査項目		①主任監督員						②総括監督員						③検査員［中間検査（1回）］								③検査員［中間検査（2回）］								④検査員［完成検査］							
		職・氏名						職・氏名						職・氏名								職・氏名								職・氏名							
項目	細別	a	b	c	d	e	評価	a	b	c	d	e	評価	a	a’	b	b’	c	d	e	評価	a	a’	b	b’	c	d	e	評価	a	a’	b	b’	c	d	e	評価
1. 施工体制	Ⅰ施工体制一般	+1.0	+0.5	0	−5	−10																															
	Ⅱ配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5	−10																															
2. 施工状況	Ⅰ施工管理	+4.0	+2.0	0	−5	−10								+5	−	+2.5	−	0	−7.5	−15		+5	−	+2.5	−	0	−7.5	−15		+5	−	+2.5	−	0	−7.5	−15	
	Ⅱ工程管理	+4.0	+2.0	0	−5	−10		+2.0	+1.0	0	−7.5	−15																									
	Ⅲ安全対策	+5.0	+2.5	0	−5	−10		+3.0	+1.5	0	−7.5	−15																									
	Ⅳ対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5																															
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ出来形	+4.0	+2.0	0	−2.5	−5								+10	+7.5	+5	+2.5	0	−10	−20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	−10	−20		+10	+7.5	+5	+2.5	0	−10	−20	
	Ⅱ品質	+5.0	+2.5	0	−2.5	−5								+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25		+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25	
	Ⅲ出来ばえ													+5	−	+2.5	−	0	−5	−		+5	−	+2.5	−	0	−5	−		+5	−	+2.5	−	0	−5	−	
4. 工事特性	Ⅰ施工条件等への対応(※2)							0.0																													
5. 創意工夫	Ⅰ創意工夫(※3)	0.0			−	−																															
6. 社会性等	Ⅰ地域へ貢献等(※4)							0.0			−	−																									
加減点合計（1+2+3+4+5+6）		点						点						点								点								点							
評定点（※1）		① 点						② 点						③−1 点								③−2 点								④ 点							
														③［平均点(③−1,2)］ 点																							
7. 評定点計(※5)		点（①　点×0.4＋②　点×0.2＋④　点×0.4）＝ 評定点計 点																																			
		※ 中間検査があった場合　（①＋②＋③×０．５＋④×０．５）＝細目別評定点（中間検査が２回以上の場合は③を平均する。）																																			
		※ 中間検査がなかった場合　（①＋②＋④）＝細目別評定点																																			
8. 法令遵守等(※6)				点	法令遵守等の該当事由																																		
9. 評定点合計（※7）																																					
所見（※8）	主任監督員																																				
	総括監督員																																				
	検査員																																				

※1　６５点＋加減点合計（１＋２＋３＋４＋５＋６）とする。　各評定点（①～④）は小数第１位まで記入する。
※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。
　　評価に際しては、主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。
※3　創意工夫は、工事特性のような難度を伴わない工事において、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき便益があった場合に評価する項目である。
※4　社会性等の評価では地域への貢献等の観点から、加点評価のみとする。
※5　中間検査がなかった場合：（①　点×０．４＋②　点×０．２＋④　点×０．４）　＝　点
※5　中間検査があった場合　：（①　点×０．４＋②　点×０．２＋③　点×０．２＋④　点×０．２）＝　点　※ただし、③中間検査が２回以上の場合は平均値
※6　法令遵守等は減点評価のみとし、評価は総括監督員又は検査員が完成検査時に行う。
※7　評定点合計は、四捨五入により整数とする。
※8　所見欄には評定結果の概要を記載する。
（注）各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表（公共建築工事）によるものとする。
（注）当該工事内に指定部分完成検査のある場合は、指定部分と指定部分外の工事成績評定を行い、それぞれの工事成績評定点に当該請負代金額による加重平均を行い、全体工事の成績評定点を決定する。
　　但し、法令遵守等の評定は、指定部分外の完成検査時に、工事全体の評定を行う。

様式 建2－1－③

細目別評定点採点表

2018/1/1 以降

項目	細別	①主任監督員	②総括監督員	③検 査 員〔中 間 検 査〕(1回目)	③検 査 員〔中 間 検 査〕(2回目)	平均点(③)	④検 査 員〔完成検査〕	細目別評定点	得点割合
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	(　　) × 0.4 + 2.9 = 点						3.3点	
	Ⅱ. 配置技術者	(　　) × 0.4 + 2.9 = 点						4.1点	
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	(　　) × 0.4 + 2.9 = 点		(　　) = 点	(　　) = 点	点	(　　) × 0.4 + 6.5 = 点	13点	
	Ⅱ. 工程管理	(　　) × 0.4 + 2.9 = 点	(　　) × 0.2 + 3.2 = 点					8.1点	
	Ⅲ. 安全対策	(　　) × 0.4 + 2.9 = 点	(　　) × 0.2 + 3.3 = 点					8.8点	
	Ⅳ. 対外関係	(　　) × 0.4 + 2.9 = 点						3.7点	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	(　　) × 0.4 + 2.8 = 点		(　　) = 点	(　　) = 点	点	(　　) × 0.4 + 6.5 = 点	14.9点	
	Ⅱ. 品質	(　　) × 0.4 + 2.9 = 点		(　　) = 点	(　　) = 点	点	(　　) × 0.4 + 6.5 = 点	17.4点	
	Ⅲ. 出来ばえ			(　　) = 点	(　　) = 点	点	(　　) × 0.4 + 6.5 = 点	8.5点	
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応		(　　) × 0.2 + 3.3 = 点					7.3点	
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	(　　) × 0.4 + 2.9 = 点						5.7点	
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等		(　　) × 0.2 + 3.2 = 点					5.2点	
小計									
7. 法令遵守等			(　　) ×1.0 = 点						
							評定点合計	100点	

※ 既済部分（中間）検査があった場合　（①＋②＋③×０．５＋④×０．５）＝細目別評定点（既済、中間が２回以上の場合は③を平均する。

※ 既済部分（中間）検査がなかった場合　（①＋②＋④）＝細目別評定点

※ 得点割合は、細目評定点の合計に対する得点の割合を百分率で示す。

様式 建2－2

工事成績採点表(完成)

2018/1/1 以降

平成　　年　　月　　日作成

250万円以上･500万円未満の場合

工　事　検　査　課

工事名							受注者					
考査項目		総括監督員					検査員					細目別評定点
		職氏名					職氏名					
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	3.3	3.1	2.9	0.9	-1.1						／ 3.3 点
	Ⅱ 配置技術者	4.1	3.5	2.9	0.9	-1.1						／ 4.1 点
2 施工状況	Ⅰ 施工管理						13.0	11.2	9.4	4.4	-0.6	／ 13 点
	Ⅱ 工程管理	8.1	7.1	6.1	2.6	-0.9						／ 8.1 点
	Ⅲ 安全対策	8.8	7.5	6.2	2.7	-0.8						／ 8.8 点
	Ⅳ 対外関係	3.7	3.3	2.9	1.9	0.9						／ 3.7 点
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形						14.9	12.1	9.3	4.3	-0.7	／ 14.9 点
	Ⅱ 品質						17.4	13.4	9.4	3.4	-2.6	／ 17.4 点
	Ⅲ 出来ばえ						8.5	7.5	6.5	4.5		／ 8.5 点
4 工事特性(※2) (7.3 ～ 3.3)		①		3.3								3.3 点 ／ 7.3 点
5 創意工夫(※2) (5.7 ～ 2.9)		②		2.9								2.9 点 ／ 5.7 点
6 社会性等(※3) (5.2 ～ 3.2)		③		3.2								3.2 点 ／ 5.2 点
評定点小計(1+2+3+4+5+6)(※4)		点					点					点
7 法令遵守等(※3)		－										－
8 評定点合計(※5)							**点**					点
9 所見(※6)												

※1 考査項目別運用表の様式は、「様式建3－8 －①、②、③、④、⑤」 とする。
※2 工事特性及び創意工夫の評定は工事全般を通して、特に優れた技術等を評価する項目とする。加点評価のみとし、「建3－4、6」を参考に決定する。
　工事特性の評定点 ① ： (加点)×0.2＋3.3 ［ (加点)：＋20点～0点の範囲 ］
　創意工夫の評定点 ② ： (加点)×0.4＋2.9 ［ (加点)： ＋7点～0点の範囲 ］
※3 社会性等の評価では地域への貢献等の観点から加点評価のみとする。又法令遵守等は減点評価とし、「建3－5、7」を参考に決定する。
　社会性等の評定点 ③ ： (加点)×0.2＋3.2 ［ (加点)：＋10点～0点の範囲 ］
※4 評定点小計は小数点以下第1位まで記入する。
※5 評定点合計は四捨五入により整数とする。
※6 所見欄は特記事項がある場合に検査員が記載する。

考査項目別運用表（公共建築工事）

主任監督員用

様式建3－1－①

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅰ.施工体制一般		□ ①作業の分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。
			□ ②品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
			□ ③安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
			□ ④現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。
			□ ⑤工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
			□ ⑥元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。
			□ ⑦現場における施工体制に対し、会社による十分な支援体制を整え実施している。
		□	□ ⑧「施工プロセス」チェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑨その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □施工体制一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。 □施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a:施工体制が優れている。　b:施工体制が良好である。　c:施工体制が適切である。　d:施工体制がやや不適切である。 e:施工体制が不適切である。

該当項目が90%以上　・・・・・・・・ a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満　・・・ c	③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満　・・・・・・・・ d	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

	評価＝ d	0項	7 項目　　0%

考査項目別運用表（公共建築工事）

主任監督員用

様式建３－１－②

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
1. 施工体制	Ⅱ.配置技術者 （現場代理人等）		□ ①現場代理人として、工事全体の把握ができている。
			□ ②現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。
			□ ③契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
			□ ④工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約書第１８条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。
			□ ⑤書類及び資料が適切に整理されている。
			□ ⑥作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
		□	□ ⑦工事に必要な専門技術者を選任し、配置している。
		□	□ ⑧作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
			□◎⑨主任(監理)技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
			□ ⑩施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等をよく指導している。
			□◎⑪施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
		□	□ ⑫「施工プロセス」チェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑬その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価			
a:配置技術者として優れている。　b:配置技術者として良好である。　c:配置技術者として適切である。 d:配置技術者としてやや不適切である。　e:配置技術者として不適切である。			
該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満 ・・・ b 該当項目が60%以上80%未満 ・・・ c 該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 ⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。
	評価＝ d	0項	9 項目　　0%

※1. 建築一式工事を施工する場合において、一式工事の内容である他の建設工事（専門工事）を自ら施工する時は、当該専門工事に関し資格を有する者を置くものとする。なお、主任技術者が当該専門工事の資格を有していれば、専門技術者を兼ねることができる。

※2. 作業主任者を専任すべき作業は、労働安全衛生法施行令第6条による。

考査項目別運用表(公共建築工事)

主任監督員用

様式建3－1－③

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果について、協議を行っている。
			□ ②施工計画書が、工事着手前(計画内容に変更が生じた場合を含む)に提出されている。
			□ ③施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっている。
			□ ④施工計画書に、出来形・品質確保のための記載がある。
			□ ⑤施工計画書に基づき、日常の出来形・品質の管理を適切に行っている。
			□ ⑥施工図作成にあたり、関連工事と遅滞なく、調整が十分に図られている。
			□ ⑦工事打合せ書等の工事記録の整備が、適時に行われている。
			□ ⑧施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致している。
			□ ⑨一工程の施工の検査・確認の報告が、適時に行われている。
			□ ⑩現場内での整理整頓が、日常的に行われている。
			□ ⑪使用する建築材料(以下「材料」という。)・設備機材(以下「機材」という。)の調達の計画及び搬入後の管理が適切である。
			□ ⑫社内検査が計画的に行われている。
			□◎⑬独自のチェックリスト等の管理基準により、管理されている。
		□	□ ⑭低騒音、低振動及び排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。
			□ ⑮建設廃棄物の処分及び建設副産物のリサイクルへの取り組みが、適切に行われている。
		□	□ ⑯「施工プロセス」チェックリストのうち、施工管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑰その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □施工管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □施工管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a:施工管理が優れている。　b:施工管理が良好である。　c:施工管理が適切である。　d:施工管理がやや不適切である。 e:施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
該当項目が60%未満・・・・・ d	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

	評価＝ｄ	0項	14 項目　　0%

考査項目別運用表（公共建築工事）

主任監督員用

様式建３－１－④

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理		□ ①実施工程表が工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
			□ ②現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
			□ ③工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
		□	□◎④現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
		□	□◎⑤工程に関する各種制約等があるにもかかわらず、工期内にスムーズに作業を行っている。
			□ ⑥受注者の責による夜間や休日の作業がない。
			□ ⑦休日・代休の確保を行っている。
			□◎⑧近隣住民（入居官署等を含む）との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
		□	□ ⑨「施工プロセス」チェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑩その他
			理由:
			（減点）該当すればd評価とする。
			□工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。
			□工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。 又は、受注者の責により工期内に工事を完成させなかった。

評価

a:工程管理が優れている。　b:工程管理が良好である。　c:工程管理が適切である。　d:工程管理がやや不適切である。
e:工程管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c
該当項目が60%未満・・・・・ d

① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

	評価＝ｄ	0項	6 項目　　0%

考査項目別運用表（公共建築工事）

主任監督員用

様式建3－1－⑤

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策		□ ①災害防止（工事安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
			□ ②社内パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
			□ ③各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
			□ ④安全教育・安全訓練等を適時適切に実施し、記録が整備されている。
			□ ⑤安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
			□ ⑥新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
			□ ⑦現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
		□	□ ⑧重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
		□	□ ⑨山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
		□	□ ⑩仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
			□ ⑪使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
			□ ⑫工事現場における保安設備等の設置・管理が適切であり、よく整備されている。
		□	□ ◎⑬過積載防止に十分に取り組んでいる。
		□	□ ⑭「施工プロセス」チェックリストのうち、安全対策について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。
		□	□ ⑮その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 安全対策に関して、監督員から文書による改善指示を行った。
			（減点）該当すればe評価とする。 □ 安全対策に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：安全対策が優れている。　b：安全対策が良好である。　c：安全対策が適切である。　d：安全対策がやや不適切である。 e：安全対策が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・ d	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

	評価＝ d	0項	9 項目　　0%

考査項目別運用表（公共建築工事）

主任監督員用

様式建３－１－⑥

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅳ.対外関係	□	□ ①工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。 □ ②工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行っている。 □ ③引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明をするための引き渡し資料を整備している。 □ ◎④工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分りやすく周知している。 □ ⑤近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。 □ ⑥現場のイメージアップに、取り組んでいる。 □ □ ⑦「施工プロセス」チェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。または指示事項に対する改善が速やかに実施されている。 □ □ ⑧その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 対外関係に関して監督員から文書による改善指示を行った。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 対外関係に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

評価
a：対外関係が優れている。　b：対外関係が良好である。　c：対外関係が適切である。　d：対外関係がやや不適切である。 e：対外関係が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ａ 該当項目が80%以上90%未満・・・・ｂ 該当項目が60%以上80%未満・・・・ｃ 該当項目が60%未満・・・・・ｄ	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 ⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

	評価＝ｄ	0項	5 項目　　0%

考査項目別運用表（公共建築工事）

主任監督員用

様式建３－１－⑦

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		□ ①承諾図等が、設計図書を満足している。
			□ ②施工図等が、設計図書を満足している。
			□ ③現場における出来形が設計図書を満足し、適切な施工である。
			□ ④施工計画書等で定めた出来形の管理基準に基づき、管理している。
			□ ⑤出来形の管理記録が適切にまとめられており、結果が良好である。
			□◎⑥出来形の管理方法を工夫している。
		□	□ ⑦解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、処分が適切である。
			□ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ⑨その他 理由：
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 出来形の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。 ただし、手直し工事の程度が小さい場合（手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合）は「d」より上位の評価とすることができる。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

評価
a：出来形が優れている。　b：出来形が良好である。　c：出来形が適切である。　d：出来形がやや不適切である。 e：出来形が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・・・・・・・・ a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・・・・・・・・ d	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

	評価＝ d	0項	7 項目　　0%

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目別運用表（公共建築工事）

主任監督員用

様式建３－１－⑧

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事		□ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足している。
			□ ②品質確認記録の内容が、適切である。
	工事比率		□ ③施工の各段階における完了時の、品質が適切である。
	0.00	□	□ ④躯体工事における施工の品質が、良好である。
		□	□ ⑤内外仕上げ工事における施工の品質が、良好である。
			□ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
		□	□ ⑦その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。 ただし、手直し工事の程度が小さい場合（手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合）は「d」より上位の評価とすることができる。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

評価
a:品質が優れている。　b:品質が良好である。　c:品質が適切である。　d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・ d	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

	評価＝ d	0項	4 項目　　0%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

※4. 解体工事の場合は評価しない。（評価対象項目の該当項目がないことから、基準点c評価とする。）

考査項目別運用表（公共建築工事）

主任監督員用

様式建3－1－⑨

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事 工事比率 0.00		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ ③品質確認記録の内容が、適切である。 □ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 □ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。 □ □ ⑦その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。 ただし、手直し工事の程度が小さい場合（手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合）は「d」より上位の評価とすることができる。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。
評価			
a:品質が優れている。　b:品質が良好である。　c:品質が適切である。　d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が60%以上80%未満・・・・ c 該当項目が60%未満・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	評価＝ d	0項	6 項目　　0%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目別運用表（公共建築工事）

主任監督員用

様式建３－１－⑩

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足している。 □ ②品質確認記録の内容が、適切である。 □ ③施工の各段階における完了時の試験方法及び記録の方法が、適切である。 □ ④システムの性能及び機能に関する試運転、確認方法等が適切であり、記録の内容が設計図書を満足している。 □ ⑤機材及び施工の品質が、良好である。 □ ⑥不可視部分となる品質確認のための工事写真、施工記録等が整備されている。
	工事比率 0.00	□	□ ⑦その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □ 品質の管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 検査時に検査員の指示を受け、監督員の指示により手直し工事を行った場合も「d評価」とする。 ただし、手直し工事の程度が小さい場合（手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合）は「d」より上位の評価とすることができる。 （減点）該当すればe評価とする。 □ 工事請負契約書第17条に基づき監督員が改造請求を行った。

評価
a：品質が優れている。　b：品質が良好である。　c：品質が適切である。　d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・ c	③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%未満・・・・・ d	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。

	評価＝ d	0項	6 項目　　0%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝ d	0 項目　0%

様式建3－1－⑪

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

2018/1/1 以降

1. 工事名
2. 工　期　　平成　年　月　日～平成　年　月　日
3. 受注者

（所管機関名）
（一般監督員名）

①「施工プロセス」チェックリストは、標準仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に管理されているかを原則として一般監督員が確認する。

②チェック欄には書類もしくは現場等で確認した月日を、その内容が適切であれば□にレマークを記入する。（必要に応じて指示事項等を記入してもよい。）備考欄には指示事項、是正状況、取り組み状況等を記入する。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等）								備考
				着手前	施工中						完成時	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○品質・安全管理体制	・品質及び安全計画に見合う管理体制が確立されている。（施工計画書提出時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業退職金共済制度	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。（契約後、増額変更後）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を現場に掲示している。（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○請負代金内訳書	・請負代金内訳書を契約締結後14日以内に提出した。（契約後）	（／）□								
		○労働保険関係成立票	・労災保険関係成立票を工事現場の見やすい場所に掲示している。（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設業許可標識	・建設業法に定められた標識を正しく記載し、公衆の見やすい場所に設置している。（全ての下請業者を含む。）（施工中1回程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工体制台帳、施工体系図または作業分担に関する資料	・施工体制台帳及び施工体系図を現場に備え付け、かつ、同一のものを提出した。（提出義務のない工事は、下請業者を含む作業分担に関する資料でよい。）（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体制台帳に下請負契約書等（写）（再下請業者を含む。）を添付している。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・施工体系図または下請負人通知書等に記載されている業者のみが作業している。（施工時　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。（下請工事がある全ての工事に適用する。）（施工時の当初、変更時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

様式建3－1－⑪

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

2018/1/1 以降

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等）								備考
				着手前	施工中						完成時	
1 施工体制	Ⅱ 配置技術者／現場代理人／監理技術者／主任技術者	○工事実績情報	・事前に監督員の確認を受け、契約締結後等の10日以内(祝日を除く。)に登録機関に申請し、登録されることを証明する資料を、監督員に提出した。 （契約後、変更後、完成時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
		○現場代理人	・現場に常駐している。 （施工中　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・監督員への通知、報告、申出等を書面で行っている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○監理技術者（主任技術者）の専任制等	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 （着手前）	（／）□								
			・配置予定技術者または現場代理人等通知書等に記載されている技術者が本人と同一であった。 （着手前）	（／）□								
			・工事実績情報登録において重複が無く、現場に専任している。（専任義務は建築一式工事5,000万円以上、その他工事2,500万円以上） （施工中　1回／月程度）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工中、打合せ時）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○専門技術者の配置	・専門技術者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○下請負者の把握	・鳥取県の指名停止期間中でない。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	○設計図書の照査　等	・契約書第18条第1条第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 （着手前、施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○施工計画書	・施工に先立ち、設計図書等の内容を反映したものを提出した。 （着手前、変更時）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・記載内容と現場施工方法が一致している。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

様式建3－1－⑪

「施工プロセス」チェックリスト（公共建築工事）

2018/1/1 以降

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表（チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等）								備考
				着手前	施工中						完成時	
2施工状況	Ⅰ施工管理	○施工管理 ・建築材料、機材の管理	・建築材料、機材に関する資料の整理及び確認がなされている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		・出来形、品質管理	・日常の出来形、品質管理が適時、的確に行われている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○建設副産物及び建設廃棄物	・受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督員に提示した。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 （施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅱ工程管理	○工程管理	・施工前に各種工程表を提出している。 （着手前、施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
			・工程の把握に努め、必要に応じ、フォローアップを行っている。 （施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	
	Ⅲ安全対策	○安全活動	・安全活動を実施し、記録がある。（必要に応じ、以下の内容をチェックする。） ①災害防止協議会等（施工中適宜） ②店社パトロール（施工中1回／月程度） ③安全教育、訓練等（施工中適宜） ④安全巡視、TBM、KY等（施工中適宜） ⑤新規入場者教育（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
		○仮設備点検等	・仮設備点検等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①過積載防止対策（施工中適宜） ②機械・車両等点検整備等（施工中1回／月程度） ③重機操作時安全点検記録等（施工中適宜） ④山留め、仮締切等の点検及び管理記録　（施工中適宜） ⑤足場、支保工の組立完了時・使用中の点検及び管理記録（施工中適宜）		（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		
	Ⅳ対外関係	○関係機関等	・関係機関等との調整等を実施し、記録がある。（必要に応じ、下記の内容をチェックする。） ①関係官署（施工中適宜） ②近隣住民・入居官署等　（施工中適宜） ③関連工事等（施工中適宜）	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□	（／）□		

考査項目別運用表(公共建築工事)

総括監督員用

様式建3－2

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅱ.工程管理	□ ①現場又は施工条件の変更等による工期的な制約がある中で、余裕をもって工事を完成させた。 □ ②隣接又は同一現場の他工事等との積極的な工程調整を行い、トラブルを回避した。 □ ③近隣住民(入居官署等を含む)調整を積極的に行い、トラブルも少なく、工期内に工事を完成させた。 □ ④配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。 □ ⑤その他 理由:
	詳細評価内容:	
	a:工程管理が優れている。　b:工程管理が良好である。　c:工程管理が適切である。 d:工程管理がやや不適切である。　e:工程管理が不適切である。	
	評価＝ e	評価選択 □ a □ b □ c □ d □ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。
2. 施工状況	Ⅲ.安全対策	□ ①建設労働災害、公衆災害の防止への努力が顕著である。 □ ②安全衛生管理体制を確立し、組織的に取り組んでいる。 □ ③安全衛生管理活動が、積極的に実施されている。 □ ④安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。 □ ⑤安全協議会活動に積極的に取り組んでいる。 □ ⑥その他 理由:
	詳細評価内容:	
	a:安全対策が優れている。　b:安全対策が良好である。　c:安全対策が適切である。 d:安全対策がやや不適切である。　e:安全対策が不適切である。	
	評価＝ e	評価選択 □ a □ b □ c □ d □ e ※上記評価対象項目のうち、該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e評価を行う。

考査項目別運用表(公共建築工事)

検査員用

様式3－3－①

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
2. 施工状況	Ⅰ.施工管理		□ ①契約書第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
			□ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
			□ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
			□ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
			□ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
			□ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
			□ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
			□ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
			□ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
			□◎⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
			□ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。
		□	□ ⑫その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □施工に関して、監督員から文書による改善指示を行った。 (減点)該当すればe評価とする。 □施工に関して、監督員から文書による改善指示に従わなかった。

評価
a:施工管理が優れている。　b:施工管理が良好である。　c:施工管理が適切である。　d:施工管理がやや不適切である。 e:施工管理が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が60%以上80%未満・・・・c	③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
該当項目が60%未満・・・・・ d	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

	評価＝ d	0項	11 項目　　0%

考査項目別運用表(公共建築工事)

検査員用

様式3－3－②

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		□ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			□ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
			□ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
			□ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
			□◎⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
			□ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
			□ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
			□ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
		□	□ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
		□	□ ⑩その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の手直し指示により手直し工事を行った。ただし、改善指示による手直し工事の程度が小さい場合((手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。 (減点)該当すればe評価とする。 □出来形が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。

評価
a:出来形が特に優れている。 a':出来形が優れている。 b:出来形が特に良好である。 b':出来形が良好である。 c:出来形が適切である。 d:出来形がやや不適切である。 e:出来形が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ a'	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・ b	③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・ b'	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
該当項目が50%以上60%未満・・・・ c	⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。
該当項目が50%未満・・・・・ d	

	評価＝ d	0項	8 項目　　0%

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目別運用表(公共建築工事)

検査員用

様式3－3－③

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 建築工事		□ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
	工事比率 0.00		□ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
			□ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
			□ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。
			□ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
		□	□ ⑨その他の工事(躯体・内外仕上げを除く)における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
			□ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ◎⑪中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑫その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の手直し指示により手直し工事を行った。ただし、改善指示による手直し工事の程度が小さい場合((手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。 (減点)該当すればe評価とする。 □品質が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。

評価
a:品質が特に優れている。 a':品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b':品質が良好である。 c:品質が適切である。 d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ a'	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・ b	③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・ b'	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
該当項目が50%以上60%未満・・・・ c	⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。
該当項目が50%未満・・・・・ d	

	評価＝ d	0項	6 項目　　0%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの(システムを含む)」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

※4. 解体工事の場合は評価しない。(評価対象項目の該当項目がないことから、基準点c評価とする。)

考査項目別運用表（公共建築工事）

検査員用

様式３－３－④

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 電気設備工事 受変電設備工事 工事比率 0.00		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ◎⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			□ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ◎⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□ ⑫その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の手直し指示により手直し工事を行った。ただし、改善指示による手直し工事の程度が小さい場合（（手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合）は、「d」より上位の評価とすることができる。 （減点）該当すればe評価とする。 □品質が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。

評価
a：品質が特に優れている。 a’：品質が優れている。 b：品質が特に良好である。 b’：品質が良好である。 c：品質が適切である。 d：品質がやや不適切である。 e：品質が不適切である。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ a’	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が70%以上80%未満・・・・ b	③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100
該当項目が60%以上70%未満・・・・ b’	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
該当項目が50%以上60%未満・・・・ c	⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。
該当項目が50%未満・・・・・ d	

	評価＝ d	0項	8 項目　　0%

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目別運用表（公共建築工事）

検査員用

様式３－３－⑤

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事 工事比率 0.00		□ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 □ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 □ ④品質の確認結果が、分りやすく整理されていることが確認できる。 □ ⑤施工の品質が、適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 □ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 □ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
		□	□ ◎⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
			□ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
		□	□ ◎⑩中間検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。
		□	□ ⑪運転・点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
		□	□ ⑫その他 理由:
			（減点）該当すればd評価とする。 □品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の手直し指示により手直し工事を行った。ただし、改善指示による手直し工事の程度が小さい場合（（手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合）は、「d」より上位の評価とすることができる。 （減点）該当すればe評価とする。 □品質が不適切であったため、監督員又は検査時の指摘による修補を行った。

評価			
a:品質が特に優れている。 a’:品質が優れている。 b:品質が特に良好である。 b’:品質が良好である。 c:品質が適切である。d:品質がやや不適切である。 e:品質が不適切である。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ a’ 該当項目が70%以上80%未満・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・ b’ 該当項目が50%以上60%未満・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・ d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝（評価数／対象評価項目数）×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 ⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。
	評価＝ d	0項	8 項目　　0%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 目的物の品質の水準を評価すること。

※3. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

品質の評価計＝ d	0 項目　0%

考査項目別運用表(公共建築工事)

検査員用

様式3－3－⑥

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 建築工事		□ ①きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
		□	□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	工事比率	□	□◎③使い勝手や使用者の安全に対する配慮に優れている。
	0.00	□	□ ④仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
		□	□ ⑤色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
		□	□ ⑥材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
		□	□◎⑦保全に配慮した施工がなされている。
		□	□ ⑧その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来ばえが劣っている。

評価
a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。

該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が80%未満・・・・ c	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 ⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

	評価＝ c	0項	1 項目　　0%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目別運用表(公共建築工事)

検査員用

様式3－3－⑦

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ		□ ①きめ細やかな施工がなされている。
	電気設備工事	□	□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
	受変電設備工事	□	□ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	□	□◎④環境負荷低減への対策が優れている。
	0.00	□	□◎⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		□	□ ⑥その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来ばえが劣っている。

評価			
a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。			
該当項目が90%以上・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・ b 該当項目が80%未満・・・・ c			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 ⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。
	評価＝ c	0項	1 項目　　0%

※1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※3. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

考査項目別運用表(公共建築工事)

検査員用

様式3－3－⑧

2018/1/1 以降

考査項目	細　別	対象	評価対象項目
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事		□ ①きめ細やかな施工がなされている。
		□	□ ②関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
		□	□ ③機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
	工事比率	□	□◎④環境負荷低減への対策が優れている。
	0.00	□	□◎⑤運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
		□	□ ⑥その他 理由:
			(減点)該当すればd評価とする。 □出来ばえが劣っている。

評価
a:全体的な完成度が優れている。　b:全体的な完成度が良好である。　c:全体的な完成度が適切である。 d:全体的な完成度が劣っている。

該当項目が90%以上・・・・・ a	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
該当項目が80%以上90%未満・・・・ b	② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
該当項目が80%未満・・・・ c	③ 評価値(　　%)＝(評価数／対象評価項目数)×100
	④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
	⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

	評価＝ c	0項	1 項目　　0%

※1. 機械設備工事とは、エレベーター、エスカレーター設備工事等の建設業法における機械器具設置工事をいう。

※2. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。

※3. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

※4. デザインビルド方式等で建築工事・電気設備工事・暖冷房衛生設備工事等が2工種以上複合している工事については、それぞれの工種毎に評価し、工事費内訳による加重平均などの方法によってよいものとする。また、改修工事等で付帯工事を含む場合は、主要工事で評価するものとし工事比率は1.0とする。

出来ばえの評価計＝ c	0 項目　0%

考査項目別運用表（公共建築工事）

主任監督員用

2018/1/1 以降
（創意1／2）

様式建3－4

考査項目・細別		評価対象項目
4.創意工夫	■準備・後片づけ関係	☐ 測量・位置出しにおける工夫 ☐ 現地調査方法の工夫 ☐ その他 理由:
		詳細評価内容:
	■施工関係	☐ 施工に伴う器具・工具・装置類の工夫 ☐ 工場加工製品等の活用による副産物及び廃棄物の減少またはリサイクルに対する積極的な取組み ☐ 土工事、地業工事、鉄骨建て方、コンクリート工事等の施工関係の工夫 ☐ 建築材料・機材等の運搬・搬入等を含む施工方法に工夫 ☐ 電気設備工事等の配線、配管等の工夫 ☐ 暖冷房衛生設備工事等の配管、ダクト等の工夫 ☐ 照明・視界確保等の工夫 ☐ 仮排水、仮道路、迂回路等の計画・施工の工夫 ☐ 運搬車両・施工機械等の工夫 ☐ 型枠、足場、山留め等の仮設関係の工夫 ☐ 施工管理及び品質向上等の工夫 ☐ プレハブ工法等の採用による工期短縮等の工夫 ☐ 仮設施工等の工夫 ☐ 既存施設・近隣等に対する騒音・振動対策等の工夫 ☐ 保全への配慮による材料選定・施工方法等の工夫 ☐ 作業の安全性向上のための施工方法等の工夫 ☐ その他 理由:
		詳細評価内容:
	■品質関係	☐ 集計ソフト等の活用と工夫 ☐ 躯体工事の品質管理の工夫 ☐ 建築材料・機材の検査・試験に関する工夫 ☐ 施工の検査・試験に関する工夫 ☐ 品質記録方法の工夫 ☐ その他 理由:
		詳細評価内容:

考査項目別運用表（公共建築工事）

主任監督員用

様式建3－4

2018/1/1 以降
（創意2／2）

考査項目・細別		評価対象項目
4.創意工夫	■安全衛生関係	安全仮設備等の工夫（落下物、墜落・転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） ☐ 安全衛生教育、技術向上講習会等、ミーティング、安全パトロール等に関する工夫 ☐ 現場事務所、休憩所等の環境向上の工夫、 ☐ 酸欠対策・有毒ガス・可燃ガスの処理または粉塵防止策や作業中の換気等の工夫 ☐ 周辺道路等の事故防止または一般交通確保等のための工夫 ☐ 改修工事における既存施設利用者等に対する安全対策の工夫 ☐ 作業時における作業環境改善等の工夫 ☐ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への工夫 ☐ その他 ☐ 理由：
		詳細評価内容：
	■施工管理関係	出来形の管理等に関する工夫 ☐ 施工計画書または写真記録等に関する工夫 ☐ 出来形・品質に関する計測等の工夫及び集計の工夫 ☐ CAD、施工管理ソフト等の活用 ☐ CALSを活用した施工管理の工夫 ☐ その他 ☐ 理由：
		詳細評価内容：
	■その他	＜新技術活用＞ ☐ 新工法、新技術として有効であると認められる工夫 理由： [評価技術事例] ・施工及び工法等の優れた技術力として評価する技術 ＜その他＞ ☐ その他 理由： ☐ その他 理由：
（最大　7点）		詳細評価内容：
評 点 計＝ 0 点		

※1. 特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2. 該当する数と重みを勘案して評価する。1項目1点を目安とするが、項目により2点で評価し、最大7点の加点評価とする。
※3. 上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。
　なお、総括監督員が評価する「工事特性」との二重評価は行わない。
※4. 入札時の総合評価の提案に係る項目は評価しない。
※5. 評価した内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目別運用表(公共建築工事)

総括監督員用

様式建3－5

2018/1/1 以降

5. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等	□ ①災害時等に地域への救援活動等に協力した。 □ ②周辺地域の環境保全、生物保護等について、具体的な対策をした。 □ ③現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせる等、周辺地域との調和を図った。 □ ④広報活動や現場見学会等を実施して、地域とのコミュニケーションを図った。 □ ⑤地域イベントへの協力やボランティア活動等への協力や参加をした。 □ ⑥その他 理由:
	詳細評価内容:	
	評　点＝ 0 点	評点選択 □ 1 □ 2 □ 3 □ 4 □ 5 □ 6 □ 7 □ 8 □ 9 □ 10 ※社会性等は、加点評価とする。 加点は＋10点～0点の範囲とする。 1項目1点を目安とするが、内容によってそれ以上の点数を与えてもよい。

※1. 総括監督員は、主任監督員の意見を参考に総括的な評価を行う、

※2. 評価に当たっては評価対象項目のレ点の数にとらわれず、一項目でも評価する内容が充実している場合は、総合的な視点で判断し評価する。

※3. 地域への貢献等とは、工事の施工に伴って、地域社会や住民に対する配慮等の貢献について加点評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容及び効果があった項目を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目別運用表(公共建築工事)

様式建3－6

2018/1/1 以降
(特性1／3)

考査項目(細別)	評価対象項目	
6. 工事特性 (施工条件等への対応)	■建物規模への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 延べ面積10,000㎡以上の建物 □ 地上9階以上又は建物高さ31m以上の建物 □ 大空間のホール等を有する建物 □ その他(理由:)
	評 点＝0点	詳細評価内容:
	■建物固有の機能の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 対象建物の耐震レベル □建物機能の特殊性 □その他(理由:) [評価技術事例] ・建築工事で官庁施設の総合耐震計画基準においてⅠ類及びA類に属する工事 ・電気又は暖冷房衛生設備工事で官庁施設の総合耐震計画基準において甲類に属する工事 ・研究施設、美術館等、特殊機能・設備の有る建物
	評 点＝0点	詳細評価内容:
	■建物固有の施工技術の難しさへの対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □建築材料、設備機材、工法について、提案がある場合 【総合評価における技術提案は除く】 □設計条件として、工法、材料及び設備システム(機材を含む)の特殊性 □制約条件等があり、施工難度が特に高い場合 □その他(理由:) [評価技術事例] ・パイロット工事、又は特異な試験フィールド工事で特許工法等の技術的に検討が必要な工事 ・特殊な工法及び材料等を採用した工事 ・特殊な設備システムを採用した工事 ・免震装置を設ける工事 ・大規模な山留め工法が必要な工事 ・敷地内又は周辺部の工作物、配管・配線等の大規模な移設、切り回しを行う工事 ・仮設備等を設け、システムを停止することなく配管・配線等の大規模な盛替え等を必要とする改修工事
	評 点＝0点	詳細評価内容:

考査項目別運用表(公共建築工事)

様式建3－6

2018/1/1 以降
(特性2／3)

考査項目(細別)	評価対象項目	
6. 工事特性 (施工条件等への対応)	■厳しい自然・地盤条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □湧水の発生、地下水の影響(地盤掘削時) □軟弱地盤、支持地盤の影響 □雨・雪・風・気温等の影響 □その他(理由:) [評価技術事例] ・地下水位が高く、ウエルポイント等の排水設備が必要な工事 ・液状化対策工法や地盤改良を伴う工事 ・冬期施工のため、大規模な雪寒冬囲いをする必要があり、冬期の養生温度の管理 や施工スペースの制限を受けた工事
		詳細評価内容:
	評　点＝0点	
	■厳しい周辺環境、社会条件への対応	※下記の対応事項に1つ以上レ点が付けば2点の加点とする。 □ 地中埋設物等の作業障害 □ 工事の影響に配慮すべき建物等の近接物 □ 周辺住民等に対する騒音・振動の配慮 □ 周辺水域環境に対する水質汚濁の配慮 □ その他(理由:) [評価技術事例] ・工事に支障をきたす地中埋設物、酸欠、有毒・可燃性ガス等の対策が必要な工事 ・工事場所周辺に近接工事があり、困難な調整を要する工事 ・場内に汚水処理装置(水替え)を必要とする工事 ・住居専用地域等で、騒音などの時間規制が条例で定められてる工事 ・有線電気通信法による届出が必要なテレビ電波障害対策工事で、困難な調整をを行った工事
		詳細評価内容:
	評　点＝0点	

考査項目別運用表（公共建築工事）

様式建３－６

2018/1/1 以降
（特性3／3）

考査項目（細別）	評価対象項目	
6. 工事特性 （施工条件等への対応） （最大　20点）	■施工現場での対応	※下記の対応事項に1つにレ点が付けば4点の加点とし、最大10点とする。 【長期工事における安全確保への対応】 ☐ 12ヶ月を超える工期で事故が無く完成した工事 （ただし全面一時中止期間は除く） 【災害等での臨機の措置】 ☐ 地震、台風などにおいて、適切に臨機の対応を行った工事 【施工状況（条件）に対応した施工・工法等】 ☐ 工事の実施にあたり各種の制約があり、工程的にも特に厳しく、施工の制限を受けた工事 ☐ 工程上他工事の制約を受け、機械、人員の増強を行った工事 ☐ 休日・夜間作業が工程の過半を超える工事 ☐ 施設を使用しながらの工事で、工程的な制約が特に厳しい工事 ☐ 特に困難な調整を要する他工事（近接工区）の受注者が複数ある工事 ☐ 外来者の多い施設で、作業範囲内に外来者・通行人等の動線がある工事 ☐ 特殊な室などで、工種が輻輳し困難な調整を要する工事 ☐ 施工ﾔｰﾄﾞが狭く、高さ制限もあり、施工及び機械の移動や旋回等に制約を受けた工事 ☐ 同一敷地内における施設を使用しながらの建て替え工事で、工程の制約等が特に厳しい工事 ☐ その他（理由:　　）
		詳細評価内容:
評 点 計＝ 0 点	評　点＝ 0 点	

※1. 工事特性は、最大20点の加点評価とする。なお、1項目に複数の内容がある場合又は、対象範囲が広い場合は、それ以上の点数を与えても良い。

※2. 主任監督員が評価する「創意工夫」との二重評価は行わない。

※3. 評価にあたっては、主任監督員の意見も参考に評価する。

※4. レ点を付した評価対象項目について、評価内容を詳細評価内容欄に記載する。

考査項目別運用表(公共建築工事)

総括監督員用

様式建3－7

2018/1/1 以降

考査項目	法令遵守等の該当項目一覧表	
7. 法令遵守等	点数	措置内容
	◉	該当無し
	○ -20 点	1.資格停止3ヶ月以上
	○ -15 点	2.資格停止2ヶ月以上3ヶ月未満
	○ -13 点	3.資格停止1ヶ月以上2ヶ月未満
	○ -10 点	4.資格停止2週間以上1ヶ月未満
	○ - 8 点	5.文書による警告

① 本考査項目(7.法令遵守等)で評価する事例は、「工事の施工にあたり、工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合」に適用する。

② 「工事の施工にあたり」とは、請負契約書の記載内容(工事名、工期、施工場所等)を履行することに限定する。

③ 「工事関係者」とは、②を履行する工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、主任技術者、品質証明員、受注者の現場従事職員及び②を履行するために下請契約し、その履行をするために従事する者に限定する。

④ 評定後、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に基づき、資格停止措置が決定した場合は、鳥取県建設工事検査規程第14条第3項に基づき、当該評定を修正するものとする。

※適応事例に〇印をし、該当項目点数を成績採点表に記入する。

【上記で評価する場合の適応事例】

・ 1.入札前に提出した調査資料等が虚為であった事実が判明した。

・ 2.承諾なしに権利義務等第三者譲渡又は承継を行った。

・ 3.労働者の寄宿舎環境等について労働基準法上違反があり、送検等された。

・ 4.産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。

・ 5.当該工事関係者が贈収賄等により逮捕または公訴された。

・ 6.建設業法に違反する事実が判明した 例)一括下請負、技術者の専任違反等

・ 7.入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検等された。

・ 8.使用人等の就労に関する労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。

・ 9.監督または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。あるいは不当な政治力等の圧力をかけ、妨害した。

・ 10.下請代金遅延防止法第4条に規定する下請代金の支払いを期日以内に行っていない。あるいは不当に下請代金の額を減じている。あるいはそれに類する行為がある。

・ 11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。

・ 12.受注企業の社員に「指定暴力団」あるいは「指定暴力団の傘下組織(団体)」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等、暴力団関係者がいることが判明した。

・ 13.下請けに暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは暴力団対策法第9条に記されている、砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、作業員やガードマンの受け入れ、作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。

・ 14.安全管理の措置が不適切であったために、死傷者を生じさせた工事関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

・ 15.監督員から文書により改善指示を行ったが、これに従わなかった。

・ 16.その他 理由:

考査項目別運用表（建築工事）（250万円以上・500万円未満）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（総括監督員1／4）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	施工体制が優れている	施工体制が良好である	他の事項に該当しない。	施工体制がやや不備である。	施工体制が不備である。

［評価対象項目］
□ 1）作業分担の範囲が、下請業者を含め、書面に明確に記載されている。
□ 2）品質管理体制が、書面に適切に記載されている。
□ 3）安全管理体制が、書面に適切に記載されている。
□ 4）現場の施工体制（品質管理、安全管理を含む）が、書面と一致している。
□ 5）工事規模に応じた人員、機械配置がなされ施工している。
□ 6）元請業者が、下請業者の施工結果を十分に検査している。
□ 7）現場における施工体制に対し、会社による十分な支援体制を整え実施している。
□ 8）その他。（理由:　　）

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満 ・・・・ c
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・ d

［評価数］／［対象評価項目数］ ＝
評価値 ＝
減点項目 ＝
評定 ＝

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数×100／（　　）対象評価項目数
④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても C評価とする。

（減点）

□ 施工体制が一般に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記に該当すれば ・・・ d

□ 施工体制一般に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記に該当すれば ・・・ e

細　別	a	b	c	d	e
Ⅱ 配置技術者（現場代理人等）	技術者が適切に配置されている。	技術者がほぼ適切に配置されている。	他の事項に該当しない。	技術者の配置がやや不備である。	技術者の配置が不備である。

［評価対象項目］
□ 1）現場代理人として、工事全体の把握ができている。
□ 2）現場代理人として、監督員への報告、協議等を書面で行っている。
□ 3）契約書、設計図書等を理解し、現場に反映して工事を行っている。
□ 4）工事請負契約書第18条（条件変更等）第1項（以下、「契約書第18条」という。）に基づく設計図書の照査を行っている。
◎ □ 5）主任技術者として技術的判断に優れ、良好な施工に努めている。
□ 6）書類及び資料が適切に整理されている。
□ 7）作業環境、気象、地質条件等の把握及び対応に努めている。
□ 8）施工体制、施工状況を把握し、下請け、部下等によく指導している。
◎ □ 9）施工等に伴う提案又は工夫をもって工事を進めている。
□10）作業に必要な作業主任者を選任し、配置している。
□11）その他。（理由:　　）

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満 ・・・・ c
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・ d

［評価数］／［対象評価項目数］ ＝
評価値 ＝
減点項目 ＝
評定 ＝

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数×100／（　　）対象評価項目数
④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても C評価とする。
⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

（減点）

□ 配置技術者に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記に該当すれば ・・・ d

□ 配置技術者に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記に該当すれば ・・・ e

考査項目別運用表(建築工事)(250万円以上・500万円未満)

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　(総括監督員2／4)

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅱ 工程管理	工程管理が優れている。	工程管理が良好である。	他の事項に該当しない。	工程管理がやや不備である。	工程管理が不備である。

［評価対象項目］

□ 1) 実施工程表が、工事着手前に提出され、関連工事との調整も適切に行っている。
□ 2) 現場での工程管理を詳細工程表やパソコン等を用いて、日常的に把握している。
□ 3) 工程のフォローアップを実施し、受注者の責により関連工事及び入居官署等に対し、影響を及ぼす工程の遅れがない。
◎ □ 4) 工程に関する各種制約等があるにもかかわらず工期内にスムーズに作業を行っている。
◎ □ 5) 現場または施工条件の変更への対応が積極的で、処理が早い。
◎ □ 6) 近隣住民(入居官署等を含む)との調整を積極的に行い、円滑な工事進捗を行っている。
□ 7) 休日・代休の確保を行っている。
□ 8) 受注者の責による夜間や休日の作業がない。
□ 9) 配置技術者(現場代理人等)の積極的な工程管理の姿勢が見られた。
□10) その他。(理由:　　)

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満 ・・・・ c
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・ d

［評価数］／［対象評価項目数］ ＝
評価値 ＝
減点項目 ＝
評定 ＝

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝(　　)評価数×100／(　　)対象評価項目数
④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても C評価とする。
⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

(減点)

□ 工程管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記に該当すれば ・・・ d

□ 工程管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。又は、受注者の責により工期内に完成させなかった。

上記に該当すれば ・・・ e

細　別	a	b	c	d	e
Ⅲ 安全対策	安全対策が優れている。	安全対策が良好である。	他の事項に該当しない。	安全対策がやや不備である。	安全対策が不備である。

［評価対象項目］

□ 1) 災害防止(工事安全)協議会(労働安全防止対策につとめる会議等)等を設置し、1回／月以上活動し、記録が整備されている。
□ 2) 社内パトロールを1回／月以上実施し、記録が整備されている。
□ 3) 各種安全パトロールで指摘を受けた事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正指示している。
□ 4) 安全教育・訓練等を適時、適切に実施し、記録が整備されている。
□ 5) 安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備している。
□ 6) 新規入場者教育を実施し、実施内容に現場の特性が反映され、記録が整備されている。
□ 7)現場の各工程において適時適切に、安全管理の措置をしている。
◎ □ 8) 過積載防止に十分に取り組んでいる。
□ 9) 使用機械、工具等の点検整備等がなされ、十分に管理されている。
□10) 重機操作に際して、誘導員配置や重機と人の行動範囲の分離措置がなされている。
□11) 山留め等について、設置後の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
□12)仮設工事において、設置完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等を用いて実施されている。
□13) 工事現場における保安設備等の設置・管理が的確であり、よく整備されている。
◎ □14) 安全管理に関する技術開発や創意工夫に取り組んでいる。
□15) その他。(理由:　　)

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満 ・・・・ c
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・ d

［評価数］／［対象評価項目数］ ＝
評価値 ＝
減点項目 ＝
評定 ＝

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝(　　)評価数×100／(　　)対象評価項目数
④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても C評価とする。
⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

(減点)

□ 安全管理に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記に該当すれば ・・・ d

□ 安全管理に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記に該当すれば ・・・ e

考査項目別運用表（建築工事）（250万円以上・500万円未満）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（総括監督員３／４）

考査項目	細　別	a	b	c	d	e
２ 施工状況	Ⅳ 対外関係	対外関係が優れている。	対外関係が良好である。	他の事項に該当しない。	対外関係がやや不備である。	対外関係が不備である。

［評価対象項目］
□ １）工事施工にあたり、関係官公署等の関係機関と協議及び調整を行い、トラブルの発生がない。
□ ２）工事施工にあたり、近隣住民（入居官署等を含む）と適切に協議及び調整を行った。
□ ３）引渡し時に入居官署に対し、保守管理について適切な説明をするための引き渡し資料を整備している。
□ ４）近隣住民（入居官署等を含む）対策を実施し、苦情がない。または苦情に対して適切な対応を行い、以後のトラブルがない。
□ ５）現場のイメージアップに、取り組んでいる。
□ ６）その他。（理由：　　）

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満 ・・・・ c
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・ d

［評価数］／［対象評価項目数］ ＝
評価値 ＝
減点項目 ＝
評定 ＝

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、
　比率（%）計算値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数×100／（　　）対象評価項目数
④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても
　C評価とする。

（減点）

□ 対外関係に関して監督員から
　文書による改善指示を行った。

上記に該当すれば ・・・ d

□ 対外関係に関して監督員からの
　文書による改善指示に従わなかった。

上記に該当すれば ・・・ e

考査項目別運用表(建築工事)(250万円以上・500万円未満)

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　(検査員1／2)

考　査　項　目	細　別	a	b	c	d	e
2 施工状況	Ⅰ 施工管理	施工管理が優れている。	施工管理が良好である	他の事項に該当しない。	施工管理がやや不備である	施工管理が不備である

［評価対象項目］

□ 1) 契約書18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。
□ 2) 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。
□ 3) 施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。
□ 4) 施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。
□ 5) 工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。
□ 6) 使用する材料・機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。
□ 7) 一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。
□ 8) 建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。
□ 9) 社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。
◎ □10) 独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。
□11) 工事の関係書類及び資料の整理がよい。
□12) その他。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満 ・・・・ c
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・ d

[評価数]／[対象評価項目数] ＝
評価値 ＝
減点項目 ＝
評定 ＝

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝(　　)評価数×100／(　　)対象評価項目数
④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

(減点)

□ 施工に関して、監督員から文書による改善指示を行った。

上記に該当すれば ・・・・・・・・ d

□ 施工に関して、監督員からの文書による改善指示に従わなかった。

上記に該当すれば ・・・・・・・・ e

考　査　項　目	細　別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅰ 出来形	出来形が優れている。	出来形が良好である	他の事項に該当しない。	出来形がやや不備である	出来形が不備である

［評価対象項目］

□ 1) 承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ 2) 施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。
□ 3) 施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。
□ 4) 出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。
◎ □ 5) 出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。
□ 6) 現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。
□ 7) 現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。
□ 8) 不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。
□ 9) 解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。
□ 10) その他。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満 ・・・・ c
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・ d

[評価数]／[対象評価項目数] ＝
評価値 ＝
減点項目 ＝
評定 ＝

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
③ 評価値(　　%)＝(　　)評価数×100／(　　)対象評価項目数
④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。
⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

(減点)該当すればd評価とする。

□ 出来形の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の手直し指示により手直し工事を行った。ただし、改善指示による手直し工事の程度が小さい場合(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合)は、「d」より上位の評価とすることができる。

□ 出来形が不適切であったため、監督員又は検査員の指摘による修補を行った。

上記に該当すれば ・・・・・・・・ e

考査項目別運用表（建築工事）（250万円以上・500万円未満）

［記入方法］該当する項目の□にレマークを記入する。　　（検査員2／2）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅱ 品質	品質が適切である。	品質がほぼ適切である。	他の事項に該当しない。	品質がやや不備である。	品質が不備である。

建築工事
電気設備工事
受変電設備工事
暖冷房衛生設備工事
機械設備工事

［評価対象項目］

（建築工事）
□ 1）材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
□ 2）施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。
□ 3）材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
□ 4）品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認である。
□ 5）施工の品質が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
□ 6）建具・ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。
□ 7）躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
□ 8）内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
□ 9）その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。
□ 10）不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
□ 11）その他。

（電気設備工事、受変電設備工事、暖冷房衛生設備工事、機械設備工事）
□ 1）機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。
□ 2）施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が適切であることが確認できる。
□ 3）機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。
□ 4）品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。
□ 5）施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。
□ 6）施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。
□ 7）システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が、設計図書を満足していることが確認できる。
◎ □ 8）システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。
□ 9）不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。
□ 10）運転、点検上の表示及び危険箇所などの表示等が明確で解りやすい。
□ 11）その他。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b
該当項目が60%以上80%未満 ・・・・ c
該当項目が60%未満 ・・・・・・・・・・・・ d

［評価数］／［対象評価項目数］ ＝
評価値 ＝
減点項目 ＝
評定 ＝

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数×100／（　　）対象評価項目数
④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

（減点）該当すればd評価とする。

□ 品質の管理に関して、監督員が文書で指示を行い改善された。又は検査時に検査員の指摘を受け、監督員の手直し指示により手直し工事を行った。ただし、改善指示による手直し工事の程度が小さい場合（手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合）は、「d」より上位の評価とすることができる。

上記に該当すれば ・・・・・・・・ d

□ 品質が不適切であったため、監督員又は検査員の指摘による修補を行った。

上記に該当すれば ・・・・・・・・ e

考査項目	細別	a	b	c	d	e
3 出来形及び出来ばえ	Ⅲ 出来ばえ	全体的な完成度が優れている。	全体的な完成度が良好である。	全体的な完成度が適切である。	全体的な完成度が劣っている。	

建築工事
電気設備工事
受変電設備工事
暖冷房衛生設備工事
機械設備工事 ◎

［評価対象項目］

（建築工事）
□ 1）きめ細かな施工がなされ、取り合いの納まりや端部まで仕上がりが良い。
□ 2）関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、全体に調和が良い仕上がりである。
◎ □ 3）使い勝手や使用者の安全に対する配慮が優れている。
□ 4）仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。
□ 5）色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な美観が良好である。
□ 6）材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。
◎ □ 7）保全に配慮した施工がなされている。
□ 8）その他。

（電気設備工事、受変電設備工事、暖冷房衛生設備工事、機械設備工事）
□ 1）きめ細かな施工がなされている。
□ 2）関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。
□ 3）機器又はシステムとして、運転状態が正常であり、性能が優れている。
◎ □ 4）環境負荷低減への対策が優れている。
◎ □ 5）運転操作及び保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。
□ 6）その他。

該当項目が90%以上 ・・・・・・・・・・・・ a
該当項目が80%以上90%未満 ・・・・ b
該当項目が80%未満 ・・・・・・・・・・・・ c

［評価数］／［対象評価項目数］ ＝
評価値 ＝
減点項目 ＝
評定 ＝

① 当該「評価対象項目」のうち、評価対象外の項目は削除する。
② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝（　　）評価数×100／（　　）対象評価項目数
④ 削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。
⑤ ◎印は加点項目であり、該当行為が他の模範となるほど質が高い場合に評価する。

（減点）

□ 出来ばえが劣っている。

上記に該当すれば ・・・・・・・・ d